

請願 第8号

受付 令和2年 8月24日

付託 令和2年 9月 1日

「市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくる」
議会運営を求める請願

紹介議員 関戸 勇 細谷典男

・請願趣旨

取手市議会基本条例はその前文で、「取手市議会は、・・・市民の意思を把握し、実現化するために責任ある役割を担っている」、「合議制の議会は、多様な意見を集約するために、市民との対話を行い、自由かつ達な討議を重ねる」と述べ、第2条（基本理念）では、「市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論を尽くす」と誓っている。

コロナ禍の中で、二元代表制の一翼としての議会がその真価が問われているにもかかわらず、「感染症対策会議」が議会に替わって、市民の意思を集約したり、「コロナ関連」の一般質問を禁止したりするなどの対応は、いかに多数決で決めたことだといえ、議会の基本的責務を放棄し、基本条例の理念を逸脱したものである。これらは「市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくる」議会運営とは相容れないものと断ぜざるを得ない。また、紙媒体の議会広報の廃止やオンライン活用などについて、市民への情報公開や意見聴取等もなく、市民を置き去りにしたままの、議員勝手の議会改革は許されない。

議会「公開の原則」、一人ひとりの議員の質問権・議決権の保障、合議制（熟議）という議会原則を大事にし、市民に寄り添い、市民の意思を尊重した議会運営を切に望み、以下の事項につき、請願する。

・請願事項

1. コロナ感染を気遣い、不安を抱く市民（子供や営業者を含む）の様々な要望、意見を集約し、市に届ける議会・議員としての役割をさらに強く果たすこと。
2. 公開、合議制の議会原則を守り、少数会派や少数意見を尊重する議会運営を心がけること。
3. 「一般質問」の意義を再確認し、議員個々の、質問する権利を奪わないこと。
4. オンライン活用は、民主的議会運営の原則を踏まえ、議員間で十分議論を深め、市民にも情報を公開し、市民とも協議を深めるなどして、拙速に進めないこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願する。

令和2年 8月24日

請願者代表

住所 取手市栲木 352-25

氏名 遠藤 俊夫 ほか184人

取手市議会議長 齋藤 久代 殿